

環境省同時発表

平成 25 年 10 月 21 日

## ストックホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会第 9 回会合 (POPRC9)が開催されました

10 月 14 日から 18 日にかけて、残留性有機汚染物質を国際的に規制するストックホルム条約による規制対象物質について検討を行う「残留性有機汚染物質検討委員会」(POPRC)の第 9 回会合がイタリアのローマで開催されました。

本会合では、塩素化ナフタレン(CN)とヘキサクロロブタジエン(HCBd)について、廃絶対象物質(附属書 A)及び非意図的生成による放出削減対象物質(附属書 C)へ追加することを締約国会議に勧告することが決定されました。

また、デカブロモジフェニルエーテル(デカ-BDE)並びにペンタクロロフェノール(PCP)とその塩及びエステル類について、規制対象物質への追加に向けた検討をさらに進めること、ジコホルについて次回会合で再度議論することが、それぞれ決定されました。

次回会合は、平成 26 年 10 月に開催される予定です。

### 1. 背景

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)」は、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル(PCB)、DDT等の残留性有機汚染物質(POPs: Persistent Organic Pollutants)の製造及び使用の廃絶や制限、その非意図的生成による放出の削減といった規制に関する条約です。

条約対象物質への追加について検討するための検討委員会(POPRC、我が国の北野大 淑徳大学教授を含む各国の 31 名の専門家より構成)においては、新たに各国から提案された物質について、①スクリーニング、②危険性に関する詳細検討(リスクプロファイル)、③リスク管理に関する評価の検討プロセスを経て、締約国会議(COP)への勧告を行います。

COPでの決定の後、各加盟国は、対象物質について、国内法令(我が国は化学物質審査規制法等)で製造、使用等を規制することになります。

### 2. 今回の会合での決定内容

(1)条約対象物質への追加

①塩素化ナフタレン(CN)(提案国:欧州連合)

【主な用途】エンジンオイル添加剤、防腐剤等※

塩素数 2~8 の当該物質について、POPs条約上の位置づけ(「廃絶」又は製造等の

「制限」、及び／又は非意図的生成による放出の削減)の特定について審議し、廃絶対象物質(附属書A)及び非意図的生成による放出削減対象物質(附属書C)へ追加することを締約国会議に勧告することが決定されました。

②ヘキサクロロブタジエン(HCBD)(提案国:欧州連合)

【主な用途】溶媒※

当該物質について、POPs条約上の位置づけ(「廃絶」又は製造等の「制限」、及び／又は非意図的生成による放出の削減)の特定について審議し、廃絶対象物質(附属書A)及び非意図的生成による放出削減対象物質(附属書C)へ追加することを締約国会議に勧告することが決定されました。

(2)条約対象物質としての検討

①デカブロモジフェニルエーテル(デカ-BDE)(提案国:ノルウェー)

【主な用途】難燃剤

提案国から提出された提案書を審議した結果、当該物質がスクリーニング基準を満たすとの結論に達し、デカブロモジフェニルエーテル(デカ-BDE)のリスクプロファイル案を作成する段階に進めることが決定されました。

②ジコホル(提案国:欧州連合)

【主な用途】殺虫剤※

提案国から提出された提案書が審議されましたが、議論が収束しなかったため、次回のPOPRC10において再度審議することとされました。

③ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩及びエステル類

(提案国:欧州連合)

【主な用途】農薬、殺菌剤

リスクプロファイル案を審議し、当該物質が長距離移動の結果重大な悪影響をもたらすおそれがあるとの結論に達し、リスク管理に関する評価案を作成する段階に進めることが決定されました。

※我が国においては、塩素数が3以上の塩素化ナフタレン、ヘキサクロロブタジエン及びジコホルについては化学物質審査規制法の第一種特定化学物質に指定済み。

(3)ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)の適用除外に関する今後の作業計画と代替物質の評価

附属書B(制限)に掲載されているPFOS(界面活性剤)については、いくつかの用途に対して適用除外が条約上で認められており、これらの適用除外が引き続き必要

であるかを2015年の第7回締約国会議(COP7)において評価することとされています。そのために必要な調査を2013年から2014年にかけて各国に対して実施することが、本年5月に開催された第6回締約国会議(COP6)で決定されましたが、そのための具体的な作業内容とスケジュールが今回のPOPRC9で決定されました。

また、PFOS代替物質の用途や安全性について過去にPOPRCが収集した情報をまとめたガイダンスとともに、引き続き情報収集するために各国に送付される調査票のフォーマットが作成されました。

我が国は、エッチング剤、半導体用レジスト、業務用写真フィルムの製造時のPFOS使用について規制の適用除外を認めています。今後、適用除外の見直しにかかる国際的な作業プロセスに合わせて、国内の実態調査を行う予定です。

#### (4)POPRC新議長

今回の会合で、これまでPOPRCの議長を務めてきたライナー・アーク氏(ドイツ)が任期満了となったところ、POPRCの暫定議長としてエステファーナ・ガスタルデーロ・モレーラ氏(ブラジル)を新たに選任しました。また、これまで副議長を務めたキュンジー・チョイ氏(韓国)に代わって、アザーリ・アブドルバージ氏(スーダン)が新たに副議長に選任されました。

なお、モレーラ氏は、次回会合(POPRC10)(平成26年10月)で暫定的に議長を務めた後に、第7回締約国会議(平成27年5月)で正式に議長として決定される予定です。

### 3. 今後のスケジュール(予定)

次回会合(POPRC10)は、2014年(平成26年)10月に開催される予定です。また、2015年(平成27年)5月に、第7回締約国会議(COP7)の開催を予定しています。

#### 【参考】関連するホームページ

経済産業省関連情報ホームページ

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/POPs.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/POPs.html)

POPs条約ホームページ(英語)

<http://www.POPs.int/>

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局化学物質管理課長 三木

担当者：田村、枝

電話：03-3501-1511(内線 3691~5)

03-3501-0080(直通)